

令和4年
2022年
9月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
☎ 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年2回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。
弁護士 今津 泰輝

戸籍・住民票の職務上請求による取得について

法律事務所ではよく利用するものには、戸籍・住民票を取得すること、一般の方にはあまり馴染みがなく、これが職務上請求といわれる制度等について、Q&Aと呼ばれるものです。
A形式で紹介したいと思います。
今回は、戸籍・住民票の職務上請求について取り上げます。

Q そもそも、一般の方が、ご自身で、他人の戸籍・住民票を取得することはできるのですか。
A 「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために必要がある場合」などに該当すれば、原則として、一般の方でも、他人の戸籍・住民票を取得することが可能です。

ただし、戸籍・住民票を訴訟で証拠として提出し、誰でも閲覧できる訴訟記録となった場合は、ご依頼者様にも交付可能と解されています。
Q 職務上請求は、一般の方が請求する場合と何が異なりますか。
A 職務上請求の場合は、一般の方が請求する場合は異なる、所定の請求用紙を使用します。請求にあたって、資料の提出は求められない場合がほとんどです。ご依頼者様からの委任状も不要です。
Q 他人の相続関係や住所を調べたい場合は、その調査のみを法律事務所
A 職務上請求は、あくまでも、委任している事件・事務に必要がある場合に認められているものです。そのため、委任している事件・事務とは無関係な、調査のみのご依頼には応じることができません。

Q 職務上請求により取得された戸籍・住民票の写しを、依頼者が見せてもらうことはできますか。
A 職務上請求により取得した戸籍・住民票は、ご依頼者様であっても、正当な理由なく交付してはならないとされており、お見せすかならぬこととなります。
Q 他人の戸籍・住民票を取得した場合、本人に通知されるのですか。
A 原則としては、役所から本人へ通知されることはありません。
Q もともと、本人が、本人通知制度の登録を事前に行っていたら、何者かによって戸籍・住民票が取得された事実等は、本人に通知されます。

Q 職務上請求により取得された戸籍・住民票は、ご依頼者様であっても、正当な理由なく交付してはならないとされており、お見せすかならぬこととなります。
Q 他人の戸籍・住民票を取得した場合、本人に通知されるのですか。
A 原則としては、役所から本人へ通知されることはありません。
Q もともと、本人が、本人通知制度の登録を事前に行っていたら、何者かによって戸籍・住民票が取得された事実等は、本人に通知されます。

Q 職務上請求により取得された戸籍・住民票は、ご依頼者様であっても、正当な理由なく交付してはならないとされており、お見せすかならぬこととなります。
Q 他人の戸籍・住民票を取得した場合、本人に通知されるのですか。
A 原則としては、役所から本人へ通知されることはありません。
Q もともと、本人が、本人通知制度の登録を事前に行っていたら、何者かによって戸籍・住民票が取得された事実等は、本人に通知されます。

時事ニュース(令和4年通常国会で成立した法律・法改正)

令和4年6月15日に閉会した通常国会では、ニュースなどで取り上げられることが多かった経済安全保障推進法や、こども家庭庁設置法などの他、次の法律・法改正も成立しました。
・刑法改正(侮辱罪の法定刑の引上げ、懲役・禁固を「拘禁刑」へ一本化など)
・消費者契約法改正(事業者の努力義務が拡充されるなど)他、いわゆるサルベージ条項のような、免責の範囲が不明確な条項は無効である旨定められたことに注意が必要です。
・電気通信事業法改正(サードパーティーツールに関する規制が設けられることが注目されます。この点は、電気通信事業者以外の事業者にも幅広く適用される点に注意が必要です。)
・民事訴訟法改正(民事訴訟手続のIT化等) ※ニュースレター6月号で紹介しました。

ECサイト・アプリの最終確認画面における表示事項

令和3年特定商取引法改正では、インターネットを利用した通信販売における契約の申込み等について、事業者が、消費者に対して、最終確認画面(消費者がその画面内に設けられている申込みボタンをクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面)において、一定の事項を表示する義務(特商法12条の6)が新設されました。
この改正は、ECサイトや、(アプリ内課金のある)アプリ等に関するもので、本年6月1日より既に施行されています。本コラムでは、その具体的な内容をご紹介します。

◆最終確認画面で表示すべき事項

最終確認画面において表示する必要がある事項は、①分量、②販売価格・対価、③支払の時期・方法、④引渡し・提供時期、⑤申込みの撤回・解除に関する事項、⑥申込期間(⑥は定めがある場合のみ)です。
このうち、②③⑥は、通信販売についての広告における表示事項(特商法11条)、「特定商取引法に基づく表示」などとして表示されること

が一般的です。)と重複しますが、最終確認画面においても別途表示しなければならないという点に注意が必要です。

◆最終確認画面での表示方法
最終確認画面における表示については、消費者庁が、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」を公表しています。

同ガイドラインによれば、原則として、表示事項に係る全ての説明を最終確認画面上に表示することが望ましいが、状況に応じて、消費者が明確に認識できるようにリンク表示等を行うい、かつ、当該リンク先等に当該事項を明確に表示する方法も妨げられないとされています。

また、改正法では、最終確認画面において、人を誤認させるような表示をしてはならない旨も定められています。同ガイドラインの内容も踏まえ、次のような場合は、法令違反と判断されるおそれがあります。

◆違反があった場合のペナルティ
最終確認画面における表示について違反があった場合、①消費者庁等による是正措置の指示等の対象となり得るほか、②消費者が誤認して契約を締結したときは、消費者に取消権が発生します。

従来から改正法に適合した最終確認画面の表示になっている場合も多いと思われませんが、ECサイトの運営やアプリのリリース等を行う事業者様においては、前述のガイドラインに掲載されている例も踏まえて、適切な表示になっているかどうか見直しをお勧めいたします。

事務局便り

大規模リノベーション完了 ~大手町ビルラウンジ~

当事務所が入居している「大手町ビル」は、1958年に竣工し、数年前から大規模リノベーション工事が行われておりました。本年5月に工事が完了し、7階にラウンジやテラス、屋上に「大手町ビルスカイラボ」がオープンしました。

7階フロアの中央部分に、ビル就業者が自由に使うことができるラウンジができ、飲食も可能なので、事務局は、昼休憩時によく利用しています。今は少し暑いですが、これからの季節には、丸の内仲通りを一望できるテラスも、リフレッシュに最適です。次回は、緑あふれるワークスペースや農園スペースが整備された、スカイラボをご紹介しますので、お楽しみに！

